

令和 8 年度 武夫原会チャレンジ支援事業 募集要項

熊本大学武夫原会事務局
チャレンジ支援事業担当

【記】

1 趣旨

武夫原チャレンジ支援事業(以下、「本事業」という。)は、武夫原会設立50周年記念基金をもとに、熊本大学文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部の学生及び院生(以下、「学生等」という。)の主体的、意欲的な取り組みを経済的に支援するものです。

2 申請者

本事業には、熊本大学文学部、法学部及び大学院社会文化科学教育部に在籍する学生等であって、熊本大学武夫原会の終身会費を納入した者が申請できます。

3 公募対象

本事業では、学生等による主体的、意欲的な取り組みを公募します。例えば、「文学や法学、社会文化科学の研究教育をより深く探求しようとするもの」や「グローバルな視点から自らのレベルアップを図ろうとするもの」、「社会的貢献に資するもの」などが挙げられますが、これらに限られません。選考に当たっては、ゼミ等の研究テーマとの関連性についても審査します。

令和 8 年度中に開始され、かつ同年度中に終了することが予定された取り組みが対象となります。

4 公募期間及び申請方法

令和 8 年 6 月 10 日(水)から 7 月 10 日(金)までを公募期間とします。

事業代表者は、別に定める「事業申請書」(様式 1)と「事業計画及び予算書」(様式 2)を作成し、武夫原会事務局(本要項「項目 9」)に提出して申請を行ってください。

5 補助額等

採択された各事業の必要経費を審査し、一事業当たり原則として 20 万円を上限として補助額を決定します。

必要経費が上限を超えるときは、超過分については原則として申請者の自己負担とします。また、交付された補助金に残額が生じたときは、これを返還していただきます。

6 補助対象

本事業は、物品費、事業実施会場の借上料、調査地までの旅費及び現地滞在費、印刷費など、採択された各事業の実施に必要なものと「審査会」において認められたものであって、本事業による採択後、各事業終了までの間に支出された費用を補助対象とします。

7 申請された事業の審査及び採否決定

申請された事業の採否については、武夫原会会員で構成する審査会において、「事業申請書」(様式 1)、「事業計画及び予算書」(様式 2)の内容をもとに厳正に審査を行った上で決定します。採否結果については、令和 8 年 7 月 17 日(金)までに事業代表者にメールで通知します。

8 実績報告

本事業の支援を受けた事業代表者は、事業終了後速やかに、別に定める「事業実績報告書」(様式 3)及び「事業決算書」(様式 4)並びに「領収書」を武夫原会事務局に提出して実績報告を行うとともに、右書類等に基づく「報告会」を年度末までに開催するものとします。

報告会の実施時期や方法等については、事業採択後、事業代表者と協議の上、決定します。また、「事業実績報告書」の概要、事業内容がわかる写真や動画等を武夫原会ウェブサイトその他の媒体に掲載することとします。

9 問合せ先

申請書類(様式1~4)の Word/pdf ファイル、武夫原会会費を納入済みかどうかの確認など、本事業に関するお問い合わせは、武夫原会事務局(熊本大学文法学部棟 2 階「武夫原会事務局」(武夫原サロン内) bufugen@gpo.kumamoto-u.ac.jp / 096-342-2459)までお願いします。

【以上】